

65歳以上の人 介護保険料が変わります 6段階から8段階へ

基準額は4100円から4200円に。介護保険料の額は7月中旬に通知

■変更前 (基準額4100円)

所得段階	調整率	保険料 (年額:円)
第1段階 ●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市民税が非課税の人	0.5	24,600
第2段階 ●世帯の全員が市民税が非課税の人で、前年の合計所得金額と課税される年金の合計収入額が80万円以下の人	0.5	24,600
第3段階 ●世帯の全員が市民税が非課税の人で、第2段階に該当しない人	0.75	36,900
第4段階 ●世帯のだれかに市民税の課税がされているが、本人は市民税が非課税の人	1.00	49,200
第5段階 ●本人は市民税の課税がされていて、前年の合計所得金額が200万円未満の人	1.25	61,500
第6段階 ●本人は市民税の課税がされていて、前年の合計所得金額が200万円以上の人	1.50	73,800

■変更後 (基準額4200円)

所得段階	調整率	保険料 (年額:円)
第1段階 ●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市民税が非課税の人	0.5	25,200
第2段階 ●世帯の全員が市民税が非課税の人で、前年の合計所得金額と課税される年金の合計収入額が80万円以下の人	0.5	25,200
第3段階 ●世帯の全員が市民税が非課税の人で、第2段階に該当しない人	0.75	37,800
第4段階 ●世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で前年の合計所得金額と課税される年金の合計収入額が80万円以下の人	0.88	44,300
第5段階 ●世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で第4段階に該当しない人	1.00	50,400
第6段階 ●本人は市民税の課税がされていて、前年の合計所得金額が100万円未満の人	1.14	57,400
第7段階 ●本人は市民税の課税がされていて、前年の合計所得金額が100万円以上200万円未満の人	1.25	63,000
第8段階 ●本人は市民税の課税がされていて、前年の合計所得金額が200万円以上の人	1.50	75,600

平 成21年度から23年度までの、65歳以上の人の介護保険料を見直しました。大きく変わった点は、低所得者の負担軽減のため介護保険料の区分が6段階から8段階になったこと。また、基準額が、月額4100円から4200円になりました。平成21年度の介護保険料の額は7月中旬に送付する決定通知書でお知らせします。

納付書や口座振替で納める人は、納期が7月から来年2月までの毎月の8期になります。納付書の人は金融機関などで納めてください。口座振替の人は、それぞれの納期に、通帳記入をして確認してください。

年金から天引きの人は、7月に決定した介護保険料を、8月以降の偶数月に天引きします。

問い合わせ 介護保険課 介護係 (☎028369)

3つの市長室への出勤日

■昭和出張所



第2・第4 木曜日

■山手支所



第2・第4 火曜日

■清音支所



第2・第4 水曜日

当面の地域市長室の日程

- 昭和出張所
7月9日・23日、8月13日
 - 山手支所
7月14日・28日、8月11日
 - 清音支所
7月22日、8月12日
- ※時間は、いずれも9時から正午ごろまで。7月14日の山手支所は、午前9時から10時まで

昭和出張所、山手・清音の各支所へ設置 7月9日(木)、 昭和出張所からスタート

地域の実情にふれ、皆さんの声を聞きながら、まちづくりを進めていくため7月から、昭和出張所、山手と清音の各支所に「地域市長室」を設置。市長は、3つの市長室へ定期的に出勤します。

出勤するのは、いずれも午前中、山手支所が第2・第4火曜日、清音支所が第2・第4水曜日、昭和出張所が第2・第4木曜日。最初の出勤は、7月9日(木)の昭和出張所です。

市長は地域市長室でも、通常どおりの公務を行います。市長との面談を希望する場合は、事前に秘書室と相談してください。



地域市長室を設置

問い合わせ 秘書室 (☎028215)

そうじや吉備路マラソン 平成22年2月28日(日)開催

そうじや吉備路マラソン 実行委員会が5月15日、市図書館で開かれ、平成22年2月28日(日)、そうじや吉備路マラソンが市スポーツセンターを発着点に開催されることが決まりました。

種目やコースについては、今後の実行委員会協議され、8月下旬に大会の詳細が決定する予定です。

問い合わせ 生涯学習課 体育振興係 (☎028367)

5月臨時市議会を開催

5月臨時市議会が5月26日開かれ、12の議案が原案どおり、可決・承認されました。主なものは、夏のボーナス(期末手当や勤勉手当)支給額を、人事院勧告の趣旨や現在の社会情勢に基づき、市長、副市長、教育長、職員で0.2か月分、市議で0.15か月分を減額する3件の条例制定です。

問い合わせ 総務課行政係 (☎028218)